# 第三者レビューの仕組みの在り方について

第三者レビューの仕組みを考えるにあたって重要と考えられる項目を示したもの。

# 1.環境報告書の第三者による監査・登録の仕組みのポイント

- ・登録制度への参加は、企業等の自由意思による。
- ・必要最低限の環境全般の知識、環境経営に関する知識などを有する、民間資格の環境報告監査人(仮称)を創設する。
- ・所定の基準に基づいて作成された環境報告書を、環境報告監査人(仮称)がレビュー(以下、「監査」)し、その結果を第三者意見書として表明する。 なお、改善のための勧告をあわせて公表することが望ましい。
- ・第三者意見書が添付された環境報告書は比較可能性、信頼性の基準をクリアー したものとして登録し、当該環境報告書を作成した企業に、環境経営実践企業と してロゴマークを付与する。
- ・環境省の環境報告書データベース上で、一般の環境報告書とは別に、登録され た環境報告書を公表する。

### (考え方)

#### 新資格の創設について

- ・「第三者」に求められる一定の資質を、容易に確認できるように、資格とい う形式をおくこととした。
- ・新資格としたのは、目的に応じた設計ができるため。なお、必要であれば既 存資格者の活用を容易にする仕組みとすることも可能である。

#### 勧告について

・本来、経営者に対して発せられるものであるため、「望ましい」と位置づけ た。

#### ロゴマークについて

- ・環境報告書の背景にある取組そのものも、監査の対象としているため、ロゴ マークの使用は環境報告書に限ったものとせず、企業全体とした。
- ・第三者レビューによる環境報告書を公表する企業には、誓約し、社会が監視する(プレッジ・アンド・レビュー)効果による継続的な改善が期待されるため、ロゴマークの付与にあたって、改めて環境パフォーマンス等のレベルを吟味することはしない。

# 2. 監査内容の要素

記載情報が正しいかどうかの監査

例)燃料電池車の所有台数が正確か CO2排出量の算定数値が正確か

環境報告書が環境報告書基準に準拠して作成されているかどうかの監査

例) C O 2 排出量の算定方法や表示方法が基準にかなっているか 作成基準で求められている「環境保全上の重要な項目」が全て記載されているか

記載情報や取組の内容(方向性)が環境保全上の必要性に照らして妥当かどうかの監査

- 例) CO2排出量が測定されているかどうか
  - CO2排出量について削減目標を設けているか
  - CO2排出量の削減目標を達成することが可能かどうか

記載されている環境パフォーマンス指標や取組の内容のレベルが環境保全上の必要性に照らして適切かどうかの監査

例) CO2 排出量の削減目標が、経団連の自主行動計画に照らして十分であるか CO2 排出量の削減目標が、京都議定書に照らして十分であるか

### (考え方)

監査の内容の関係について

・ の内容の境界は、作成開示基準の作り方によって変動するものであり、絶対的ではない。

例えば、 で例として掲げた"環境保全上重要な項目"については、作成開示基準に準拠しているかどうかという の側面と、環境保全上の必要性に照らして妥当かどうかという の側面の両方からとらえられる。

基準の具体的な内容には別途詳細な検討が必要だが、仕組みの在り方を考えるに当たっては、基準の在り方についても認識が必要であるため提示するものである。

### 1.環境報告書の作成開示基準

- ・現行の環境報告書ガイドライン及び環境パフォーマンス指標ガイドラインをもとに、「環境報告書基準(仮称)」を策定する。
- ・必ず記載すべき事項は、環境パフォーマンス指標のコア指標相当とし、事業者 の過大な負担とならないように最低限の項目とする。
- ・その他の記載事項は、企業の自主的な取組による発展を妨げないように配慮する。

#### (考え方)

基準の策定について

・すでに、環境省ガイドラインやGRIガイドラインなどが活用されている実情を踏まえた内容とする。

また、基準策定後も、基準を補完するためのガイドラインが必要である。

- コア指標の比較可能性について
- ・基準を策定する場合、コア指標の項目数は必要最低限にし、それらは比較可能なものとして算出方法や開示方法を統一的なものとする。

# 2.環境報告書の監査基準

・現在は、共通の第三者レビュー基準が存在しないので、第三者レビューWGの 検討をもとに、「環境報告書監査基準(仮称)」を策定する。

#### (1) 実施手続きの基準

・環境保全上の必要性に照らして妥当かどうかの監査については、画一的な 基準がなじまないため手続き基準は特に設けない。

例えば、廃棄物排出量1万トンの大小の判断は個々の事業者の事情も勘案 しなければ判断できない。しかし、個々の事情を踏まえた手続きを標準化 することは困難であるため、画一的な基準によることはなじまない。

#### (2)意見報告の基準

・手続きの明示

監査基準による場合は、監査基準にしたがっている旨を記載する 独自の基準による場合は、具体的な手続きの概要を記載する

・監査意見の判断基準

環境報告書基準によって作成されている場合は、環境報告書基準に準拠 している旨を記載する

環境報告書基準によらない場合は、具体的な判断の根拠を明記する

### (考え方)

監査実施手続き基準の内容の違いについて

・ "正しいこと"を確かめる場合には、共通の合理的な手続き基準を策定することが有効であるが、"善し悪し"を見極めようとする場合には、個々の事情が大きく影響するため、画一的な基準はなじまないと考えられる。

監査報告基準の内容の違いについて

・結論を表明するにあたって、監査人の判断に基づく場合は、透明性を高める ために判断の根拠や考え方の概要を明らかにするものとする。

# 3. 虚偽記載への対応

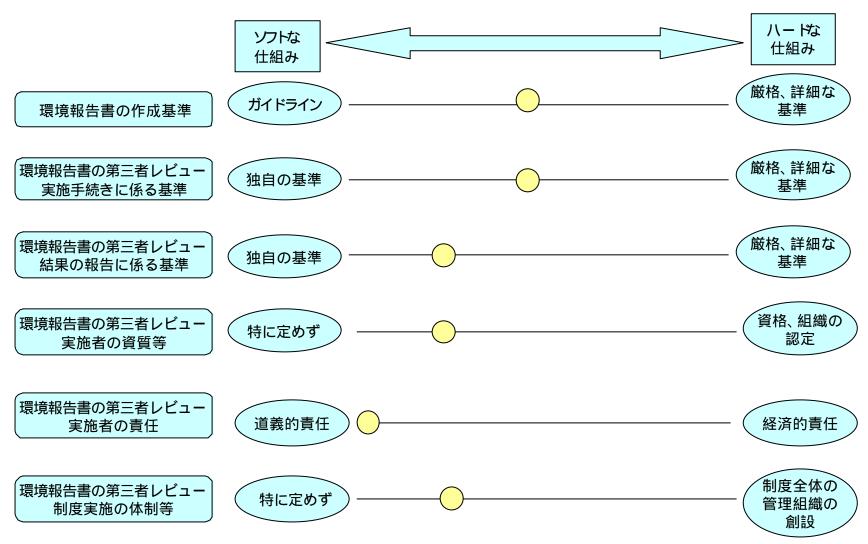
・重大な虚偽記載に対しては、一定期間のロゴマークの使用を停止し、さらに作成企業及び環境報告監査人(仮称)の氏名、虚偽記載の内容が公表されるようにする。

### (考え方)

環境報告書は、いまだ発展途上にあり、虚偽記載への対応も社会における環境 報告書のニーズとバランスをとって検討すべきである。

以上

### 環境報告書の第三者レビューに係る仕組みのイメージ



ハードな仕組みのイメージとしては、証券取引法に基づく財務諸表監査制度などが考えられる。